

平成28年第3回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成28年9月12日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宮原 忠行 議員
- (2) 道法 知江 議員
- (3) 竹橋 和彦 議員

平成28年9月12日開議

(平成28年9月12日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時50分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，一般質問を行います。

ここで、念のため申し上げておきます。

一般質問の発言時間は、答弁を含め90分以内となっております。

それでは、質問の順位は、お手元に配付の平成28年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定致しております。

順次質問を許します。

質問順位1番，宮原忠行議員の登壇を許します。

10番（宮原忠行君） それでは今回は、第1番目にラスパイレス指数是正に向けた給与改定方針について、2番目と致しまして、給与水準と全体の奉仕者としての自らの資質向上を図るための職員のモチベーション確保との関連性について、3番目と致しまして、6月22日発生 of 土砂災害への対応と今後の課題について、最後に竹原市における自然災害資料の整理について一般質問をさせて頂きたいと思っております。

まず最初に、平成27年4月1日現在、政令指定都市並びに中核市を除く全国の市区町村1,676団体に占める竹原市の給与水準を示すラスパイレス指数は全国第9位、また県内においては第1位を占めるという極めて高い水準にあります。私は、これまでも再三再四にわたり給料表の早期是正による改革を求め、市長、副市長、総務部長において、喫緊の課題であり早期是正に努める旨の答弁が繰り返されてきましたが、一向に改善されずに今日に至っています。6月の第2回定例会において検討すると答弁された給料表の是正、職員給与の全国並びに県内他団体との比較が一目瞭然となる公表の仕方、職員組合との交渉等の公表などの検討状況はどうなっているか。

また、総務省の地方公務員の給与の体系と給与決定の仕組みによれば、10月中旬ごろまでには給与改定方針を決定し、組合交渉を経て12月議会に給与条例改正案を提出する

こととされています。市長として、これまでの答弁を踏まえてラスパイレス指数の是正に向けた給与改定方針を示し、自ら職員組合との交渉に臨み、結果を出すという不退転の決意と覚悟を持っておられるか、あわせてお尋ねします。

次に、竹原市職員の給与水準と市民全体の奉仕者としての職務に対するモチベーションの相互関連性についてお尋ねします。

一般的に、自らの労働の対価としての賃金を得て生活を営む以上、1円でも賃金が高いことは労働の質を高めるためのモチベーションであることは否定されるべきではありません。しかしながら、6月定例会の一般質問でも指摘したように、過疎と人口減少により縮小再生産による地域崩壊、消滅危機の真ただ中であって地域再生という奇跡を実現した自治体職員のラスパイレス指数は、決して竹原市のように高い水準にあるものではありません。地域再生という困難な課題に立ち向かい、成果を出した自治体職員を突き動かした職務へのモチベーションは、首長の郷土愛に基づいた政策理念とその実践に対する共鳴であったり、職員自らの郷土消滅への危機感とふるさとを次世代に引き渡していかなければならないという使命感であったりします。市長として、賃金というものの充足からふるさと竹原の再生という困難な事業の実践者、同行者としての心の充足感、達成感を感じられることにモチベーションを感じられる職員への質的転換が求められるべきであろうと思います。市長の御所見をお伺いします。

3番目に、6月22日1時50分に発表された土砂災害警戒情報と23時25分に発令された避難準備情報に基づいて自主避難された地域と開設した避難所は何カ所か。また、延べ避難時間、日数と災害状況並びに河川等の氾濫、共同墓地等の土砂災害の実態をどのように把握し、対応されているのか御説明願うとともに、対応できていない災害箇所とその事由について、市長の御所見をお伺いします。

最後に、大石地区の土砂災害について、地域住民から昭和42年災害の状況と当時の災害対策に対する不備と不満が語られるとともに、今次災害に対する行政と地域住民、あるいは住民組織との間における初期対応において対話不足があり、地域住民の不安が増幅された局面がありました。これは市職員の世代交代が進んだことにより、過去の災害に対する知見が引き継がれることがなく、地域住民の不安に共感できなかった職員の知見不足によるものと考えられます。

4月1日の組織改正により総務課に防災係が新設されました。災害の局面局面における住民と災害対応の個別具体的な妥当性は、過去の知見に基づいて導き出されるものです。

過去においては、生命を奪い去った災害も決して少なくありません。新設された防災係において竹原市における災害史を取りまとめ、市職員の共有財産とするとともに歴史の教訓とし、実効性ある防災、減災対策を構築、推進するための生きた教材とすることは喫緊の課題であります。災害史を取りまとめることについて、市長の御所見をお伺い致します。

以上、壇上での一般質問を終わらせて頂きます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） まず、1点目の御質問についてであります。これまでも申し上げましたとおり、ラスパイレス指数を含む職員の給与制度の現状につきましては、喫緊の課題であるという認識は変わっておりません。本市のラスパイレス指数が高い要因と致しましては、採用抑制の影響により管理職につく職員の低年齢化に加え、職員の年齢構成に偏りがあることから、職員構成の偏りを緩和させるため計画的な採用に努めておりますが、一定の成果を出すまでには時間を要する事項であり、給与の適正化を実現するためには本市の給与制度全体の見直しが必要であるものと考えております。

ラスパイレス指数を改善させるため、暫定的な給与カットや昇給抑制などの実施は可能であると考えられますが、将来にわたって市民の理解が得られる給与制度として運用していくためには、組織のあり方を踏まえた給与水準の適正化が図られるよう、引き続き検討していかねばならないと考えております。

市職員の給与の状況につきましては、広報紙やホームページに掲載し、公表しておりますが、よりわかりやすい内容とすることは市政運営の透明化の上でも重要なことであり、職員団体との交渉のプロセス等につきましても、他団体の事例を研究する中で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問についてであります。議員御指摘のとおり、職員の給与は労働の対価として職務遂行上の一定のモチベーションとなるものと考えております。一方で、急速に進展する人口減少や高齢化など社会経済情勢が目まぐるしく変化し、これに応じて住民ニーズが多様化する中であっても、職員には直面する課題や問題を柔軟に解決できる適応能力を身につけてほしいと考えており、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図る様々な取組を通じて、将来にわたり持続可能な竹原市とするために住民と一体となって働ける職員となることのできるよう、引き続き人材育成に努めてまいります。

次に、3点目の御質問についてであります。平成28年6月22日から23日にかけて

ての大雨の対応につきまして、22日の23時25分に東野町、西野町、仁賀町、吉名町に避難準備情報を発令し、23日の1時50分に土砂災害警戒情報が発令されたことに伴い、同日2時に竹原地区の竹原小学校区、竹原西小学校区について避難準備情報を発令致しました。避難所の開設状況につきましては、東野公民館、荘野公民館、仁賀公民館、吉名公民館、竹原福社会館、福田会館の計6カ所を22日の23時25分から順次開設し、このうち荘野公民館へ1世帯5名の方が4時間、福田会館へ2世帯5名の方が約2時間自主避難された後、23日の6時に開設していた避難所を閉鎖致しました。

災害の状況につきましては、市が管理している河川43カ所、道路92カ所が被災し、住民の生活や経済活動に影響が生じたことから、道路に流出した土砂や倒木の処理等については応急対応を実施し、公共土木施設が被災したものについては、国の制度などを活用しながら早期復旧に向け取り組んでいるところであり、また我元行共同墓地につきましては、地面に亀裂が発生した箇所が2カ所、土砂崩れが発生した箇所が1カ所あり、墓地に流入した土砂については撤去し、斜面にはブルーシートをかけるなど応急処置を行っております。なお、復旧工事につきましては、本議会にて補正予算を計上し、対応することとしております。

次に、4点目の御質問についてであります。昭和42年7月発生の中規模豪雨による災害状況をはじめ、過去の台風等による被災状況については関係資料の保存に努めているところではありますが、災害史の編さんには至っていない現状にあります。こうした中で、自然災害における被害状況等をまとめた資料の整理、整備につきましては、防災・減災対策を推進していく上でも重要であると思われまますので、今後関係機関と連携を図りながら、データの蓄積と積極的な情報発信のあり方について検討してまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） それでは、再質問をさせていただきます。

第1番目の質問についてであります。今組合との交渉がどこまで進んでいるかはわかりませんが、いずれに致しましても、12月の第4回定例会においては給与改定を含む条例改正案が提出をされる予定だろうと、このように思います。いろいろとこのラスパイレス指数についてはずっと問題提起をさせてきて頂きました。若干の前後はあるとはいえ、高くなるものとも、客観的に見て職員給与の適正化が図られているとは到底思えない状況であろうかと思えます。

そこで、いろいろと御答弁頂いておりますので、まず最初の質問に関して、地方公務員の給与に関する原則について総務部長の方から答弁を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 総務部長。

（10番宮原忠行君「地方公務員の基準については、地方公務員法第24条に規定しているところです。この中に3つの原則がうたわれています。この3つの原則について御説明を頂きたいと思います」と呼ぶ）

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今正確に御説明できる資料を持っておりませんので、申しわけございません。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 市民から理解が得られる給与体系を目指すと言いながら、もう根本的のところですから。それに対する答弁資料というか、それを用意してないというのは、私はいささか職務怠慢のそしりを受けてもやむを得ないのじゃないかと、このように思います。

地方公務員法の第24条は、職務給の原則、それから均衡の原則、それから給与条例主義の原則、この3つから成っているんですね。それで、職務給の原則、均衡の原則、これについてはいろいろ議論をしてもなかなか深掘りはできないと思っておりますけれども、基本的に私も、かつてある意味当時の同僚議員から給与改定条例案への反対の意見が表明された時に賛成の立場から討論をさせて頂いたことをよく覚えております。基本的に労使交渉に基づいて、その結果が条例改正案として議会に提出されるという基本的な原則は私も可能な限り尊重したいと思っております。しかし、現実に関今総務部長が給与の3原則について頭の片隅にもそうした根本原理ができていないからこそ組合との交渉においてなかなか組合が提示する論理構成に打ち勝てない、それが現状じゃないですか。そうでしょう。だから、そうした、少なくとも地方公務員法上の原則に基づいて組合との丁丁発止の議論を展開し、お互いが交渉事ですから、どこで市民が納得できる、言えば最高の妥協の芸術としての賃金確定交渉を終結して条例改正案として議会へ提出をするというのが担当部長としての最低限尽くさねばならない職責だと、私はこのように考えますが、この点について総務部長の答弁を頂きたいと思っております。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 先ほどの給与決定の24条につきましては、大変申しわけございません。

（10番宮原忠行君「それはええよ」と呼ぶ）

それで、議員が今言われましたように、一定の組合との交渉を経て、最終的に議会の方へお諮りするというようなプロセスというのは当然踏んでいかなければならないというふうに考えております。その上で、本市のラスパイレス指数が高いということにつきましては、先ほど来市長の方の御答弁でもさせて頂いておりますとおり、採用抑制の影響によりまして、一定には官職につく職員の低年齢化ということと職員の年齢構成に偏りがあるということと含めてこういった状況になっていると。

それと、給与の制度全体のあり方につきましては、適正化を実現するためにはそういった給料表も含めて改定をすることが必要と考えております。そういった中で、今後も取り組んでいくことで御理解を頂きたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 6月議会でも申し上げたように、検討しますというのはやらないということ、今市長笑っているが。そうでしょう。本当にどうしても喫緊の課題として解決をつけるというんならば、もう既に組合との交渉をどのように進めるかというのは、基本的な方針として市長も了承した上での、決裁を経た上でのもう方針固まっておかないといけんわ、これは。何かわけのわからんことばばかり言っているけど、職員の年齢層が若いと、竹原市は。今手にできる資料でいえば、情報でいえば、竹原市が27年4月1日現在で41.1歳です。それから、似たところで大竹市が41.4、大竹市98.6よ。そうでしょう。かつてそれぞれの一つの生理的現象なり社会現象というのに対しては、それぞれの立場立場で評価は分かれるかもしれません。しかし、かつて大阪府における橋下府知事が進めた公務員改革がどうであったか、そうでしょう。改革派知事とか市長と言われるところにおいては、この公務員の給与制度に大胆に取り組んで成果を出しておられます。そして、そのことによって職員の地方公務員としてのモラルの低下とか、あるいは自らの職務に対する情熱といいますか、責任感、そうしたものが低下したということは聞いておりません。私も再々この場でも申し上げてきましたが、愛媛県の内子町で町並み保存から始まって村並み保存、そして現在年商7億円を超える「道の駅からり」をつくり出して内子地域における地域経済の再生、基本的には農業の再生によるまちおこしですけど

も、この岡田文淑さんという方は全国的に有名であり、安倍内閣においても相当高く評価されておられる方です。

この方は18年間、言えば地方における自治体労働者として組合運動にも携わり、委員長も経験をされた方です。この方は、かつては地方公務員というのは給与とか何かその他の勤務条件というのが民間に比べて非常に低い時期がありました。そうした中から、自治体労働者が地域住民の全体の奉仕者としての職務を遂行していくためには相当程度の、あるいは一定程度の賃金、労働条件の改善が必要であったことは強く認識されておられたから委員長も経験してこられたのです。そして、そうした中で相当、例えばオイルショックの時、私もその時竹原市には勤めておりませんでしたけれども、オイルショックを契機とした異常な物価インフレの中で、職員の賃金条件も相当大幅に改善を見ていくことになるわけです。その当時、先輩から聞いた話では、改定前と改定後の給与の差額というのが、期末手当、いわゆる冬のボーナスよりも大きかったと、私が市役所に勤め始めたころは、言えば神話といますか、そうした形で広く語られておりました。しかし、そうした状況が続いていく中で、岡田文淑さんが言うには、例えばこれを竹原市に全き形で当てはまるとは思いませんけれども、少なくとも内子町等の中山間地の農山村地域にあっては、自治体労働者、役場で働く人が町で一番の金持ちになっているのではないかと、このように言っておられます。岡田文淑さんがです。私は竹原市の職員の賃金の水準が中山間地の農村、あるいは漁村のように竹原で一番多い高額な給与をとっているとは、とてもではないが思いません。思いませんが、しかしさりとて、それぞれが右肩上がりの経済成長の中でその成長の果実を、民間で働く労働者も含め自治体労働者とその利益の配分を受けるということについては、私は社会的な妥当性はあったのだろうと、こう思うわけです。しかしながら、限界集落とか、あるいは消滅集落、自治体消滅という近未来における地方都市における、自治体におけるその賃金水準、あるいは賃金の考え方をどう考えるかということは、私は労使ともどもに真剣に議論をし、そしてその議論の過程でどちらの側が市民のより多くの理解を得られるのかという、例えば公開の労使交渉をされたらいいんじゃないかと思うのです、私は。

いずれにしても、全国でトップ10に入るとか、あるいはトップクラスの状態がずっと続くという状態は、私は非常に議会人としても恥ずかしいことではないかと考えているわけです。なぜならば、先ほど申し上げました給与を決定する3原則、条例主義です。幾ら労使交渉が成立をしても、二元代表制のもとにおける住民の代表としてのもう一

方の機関、議会が承認をしない限りは、幾ら労使交渉が成立したとしても給与の改正を実現することはできないからなのです。ですから、これからどうなるかわかりません。おそらく市長におかれても、いつまでもしつこいなと、このように思われるかもわかりませんが、私も提起した以上は、政治は結果ですから、結果が出るまではどこまでもこの問題を追及をしていかなければならないと思います。私は職員時代も、例えば税の徴収に関わってもそうしたところも厳しく提起をし、様々なところで職員相互における圧力とか、組合においてもいろいろあつれきもありました。しかし、いろいろ理屈はあるかもわからんが、給与の提供をされるのは納税者でありますから、その納税者の現状、あるいは納税者が支持してくれるような職務内容の、職員の意識のはるかに高い向上も含めて、どうあるべきかについて私もこれから問題提起を引き続きさせていただきます。

それでは、次の2番目の問題も、もう既に1番目と関連して言いました。職員のモラルとか、あるいは意識という分は、職務に対する意識、責任感、これはある意味もう物質的に貧しい時代ならば、私はおそらくは職員の労働意欲とか、あるいは職務に対する責任感も給与に比例して上がっていったのだらうと思うのです。しかし、今日段階、岡田文淑さんが指摘するように、かつての給与の安い、あるいは労働条件が悪い職場ではなくなった現下の情勢においては、もっと言うならば、国民とか住民が物の豊かさから心の豊かさを求める、あるいは多様性とかを求めていく、それが豊かさなのだという社会状況の変化とか、あるいは住民の意識の変化に合わせるならば、そうした住民の欲求の多様さ、あるいは精神的な豊かさ、心の豊かさ、そうしたものに応えていくためには、職員の側の心の豊かさとか、あるいはふるさと竹原に対する愛とか誇りとか、そして子や孫に伝えていくという持続可能な竹原市を実現していくための主導部隊としての職員個々の、あるいは職員相互の、あるいは集団としての竹原市職員のそうした意識変革なりモラルの向上、そうしたものが私は強く求められているのだらうと思います。

そこで、改めてこの点についても総務部長の再答弁があれば答弁頂きたいと思います。
議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 職員の仕事に対する姿勢といいますか、あり方といいますか、そういった面の御質問かというふうに思います。今議員が質問の中でおっしゃいましたように、私もそのように思います。地域のためといいますか、そういった中で我々は行政の仕事をさせて頂いておりますので、そういった面で市民目線に立った仕事というものは非常に重要なものというふうに考えております。そういった中で、地方公務員法の改正が行

われまして、一つには人事評価について新たな制度というものも、今回、昨年から施行して今年度から本格導入ということでさせて頂いております。その中でも、職員にひとつ目標を立てて頂いて、そういった中でどうやって仕事を進めていくか、どこに課題があるか、それをどう解決していくかと、そういった一つの営みをする、そういった中で人材の育成も含めてやっていくというような仕組みも今入れて取り組んでいるところでございますので、そういったことも含めまして御理解を頂きたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） なかなか法の改正とか、あるいは法の改正に基づく制度というのは、やはりこれも人間が行うのです。法律ができたから、あるいは制度ができたから、それがその法律なり制度が目指した目的が実現できるということはなかなか難しい。そうした法の改正なり制度の改正、これを生かすのもまさに人間としての地方公務員であります。人事に対する評価とか様々な制度は確かに改正はされてきました。それが果たしてどこまで実効を上げられるのかは、私自身は今のところ何とも申し上げることはできませんけれども、しかし少なくとも現時点において言えることは、今日この議場へおられる皆さん方が、まずは自らの言葉でもって、自らの思いでもって、自らの行動でもって職員個々に問題提起をしていくようなことも必要なのだろうと思います、私は。全てを率先垂範しろとは言いません。何々部長は、例えばこうした問題についていえば、もうあの人の判断に間違いはないとか、こういう問題が起きればあの人のところへ相談に行こうとかということであれば、私はかなり職員の勤労意欲といいますか、ある意味行政における職務遂行というのは、まさに住民が竹原市よく頑張ってくれているなと思うことというのは、国の法律とか制度ではどうすることもできないというか、なかなか効果を上げることのできない地域経済の再生であったり、あるいは人口減少問題、こうしたものに対してどのように熱意を持ってビジョンを語り、そして行政と住民の協働の事業に取り組んでいけるのか、まさにそうした構想力とかそうしたものが私は求められると思います。

余りそのところばかりしつこく言っても仕方ありませんので、3番目の問題についてです。

担当する委員会においても、現地調査をしたりいろいろしました。私も朝5時過ぎに電話がかかったりして、見に来てくれとかいろいろあります。また、あたかも台風10号による岩手、あるいは北海道、様々な問題が提起されました。そして、避難準備情報、岩手県の岩泉町におけるグループホーム9人の死者という痛ましい事件もありました。

そこで、実態として竹原市においてそうしたものがどうなのだろうかと、私に誤解があれば正して頂きたいと思えますけれども、例えば大石地区については、実際問題として竹原市が設定をした避難場所へは、自主避難ですけれどもされていないんじゃないでしょうか、おそらく。ですから、そこら辺のところも、私は果たして現場へ入り込むことなく、とりわけ22日の警報、少なくとも道路へ何じゃかんじゃはわかるのです、それなりの対応の仕方というの。ただ、そうした、例えば大石地区について言えば、昭和42年の災害に基づいて非常に深刻な危機感とか不安を持っておられるわけです、持っておられた。そしてもう一つは、例えば長浜地区、長浜地区については6時ごろに行って現地でもお話を聞きましたけれども、いつ起きたかわからないと、こうなのです。夕べだったのか今朝だったのか、起きてみて気がついたと、こういうような状況なのです。それで、今一方の大石地区においては、ある意味石も流された土石流というような状況ですから。そうしますとそこら辺が、自主避難されても家のことは気にかかります。なるほど、自らの生命、身体は自らが守らなきゃならんでしょう。そのために、まずは家屋敷、家財道具よりかは自らの命を大事にしようと、こう思われるのは当然だし、行政としてそう考えるのも当然なのだろうと思うのです。しかしながら、一時的にそうした危機的な状況が出てきて自主避難したとしても、家の状況がどうなっているだろうかと、あるいは次に二次災害といいますか、初めに起きた土石流といいますか、これがどのような状況になって、次また来ているんだろうかと、様子を見たいということで可能な限り近場での避難所を持ちたいと、こういうふうに考えるのも当然なのです。私は当然だろうと思うのです。ですから、そこら辺も踏まえて今回の、言えばおそらく大石地区は、少なくとも床下浸水があったんだろうと思うのです。長浜に関して言えば、ある意味水ではなくて、もう泥状といいますか、そうしたものが床下へ流れ込んでいるような被害があったのです。そして、そうした被害も含めて、把握をされた上での対応であったのかどうかについて、災害対策を担当する総務部長の方から答弁を頂きたいと思えます。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） まず、大石地区の件でございますけど、議員おっしゃられるように、そういった状況はございました。それで、現地を確認して、最終的にはブルーシートを張らせて頂いて、一定にはこれ以上崩れないように、流れないようにということで対応させて頂いたところでございます。そして、地元自治会長さんの方から、避難のことにつきましては、先ほど議員も言われたように近いところ、近くの長寿会館でしたが、そち

らの老人集会所の方へ自主避難をして頂きました。こういった状況でございます。

それと、長浜地区につきましては、これは現地も確認をしておりますし、また消防団に出て頂いておりますので、そちらの方で現場を確認して頂いて、長浜の場合は斜面が急な
というか、高さがあるようなところというふうに報告を受けておりますので、そのあたり
もありまして、全部が全部シートができてはいないような状況もございます。それと、土
砂についても流れ込んだという報告も頂いております。そういった中で、一定には消防団
の方に対応して頂いたという状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 大石地区については、長浜より傾斜が高かった。物の見事に消防
団、対応をされて、張っておられて、私現地見に来てくださいと言われて、それ見た時に
は何を言っておられるのかと思うたのです、はっきり言うて。ところが、地震でいえば震
源地。その土石流のものと現地まで行くと、とてもじゃないが、私から見てもこれは、そ
の当時の状況の中で消防団がテントを張るとするのは非常にできなかったというべきか、
あの東日本大震災で防災とか住民の避難のために多くの犠牲となられた消防団の方々の犠
牲から、消防団の方であっても二次災害に巻き込まれて自らの命を失うようなことはしな
いでくださいねと、こういうふうに大きな方針転換がありました。だから、それはわかる
のです。しかし、私は至るところでそうした台風とか梅雨前線とか秋雨前線等々で集中豪
雨が集中したところは、至るところで消防団の方が活躍をされて、ブルーシートを張った
りして二次災害を防止するにはされているのはよく理解しているのです。

そこで、長浜はそれができてなかった。そして、長浜の実情で言いますと、建設課の職
員と総務課の職員で来ておった。岩泉町で政務官が長靴を履かずに職員に背負ってもらっ
て移動したということで厳しい非難を受けておりますけれども、長浜の現場も総務課の職
員はそういう状況でした。私はそこら辺がどうなのかなという話です。災害の現場へ行っ
て状況を的確に本部の方へ報告しなければならんわけですから、長靴とかそうした必要な
装具というのは、幾ら面倒くさくてもされて行かれるべきじゃないのでしょうか。そこら
辺が、ずっと申し上げている職員の職務に対するモラルの問題です、モラルの。

それと、一つはそれを受けて帰って報告されますよね。その時に、例えば基本的にはそ
うした災害の時には市がすべきこと、あるいは消防団にして頂くこと、分かれている話で
すよね。そうすると、そこら辺のところが的確に機能が発揮できるような報告も頂かない

といけないわけです、現地へ行った人から。そうすると、そこら辺が機能をしていなかったとは言わないが、ある意味災害という、ひょっとすると二次災害も起こるかもしれん、そうした、言えば危機管理意識というものを私はもう一度再確認をされるべきじゃないかと思うのです、私は。それは、例えば皆実町とか、いろんな吉名の方にもありますけども、22年の災害だったかどうか正確な、22年でしたか、八代谷の住宅の裏も崩落をして市営住宅の中に流れ込んだり、呉線も八代谷トンネルの入り口付近で崩落をして大変困難な状況がありました。その時に受けた災害のところが全く何もされずに放置をされて、今回かなりの土砂が崩落をして流出をしていったわけです。それで、その当時の状況を見ますと、もう女性の方ばかりなのです。そして、非常に高齢化されておりますから、非常に困難をきわめるような地元対応だったと思うのです。

それと、担当部長の方には申し上げておりますけれども、道路の冠水、これはほかにあったかどうかわかりませんが、私が把握しているのは西町から皆実町へ行くところが、もう車の通行が困難になるぐらいの冠水がありました。

そして、もう一つは小浦尻川です。これは毎年毎年氾濫を繰り返しております。根本的な解決というのはなかなか難しいと思うのです。なかなか難しいと思うが、普通の雨が降って川が増水して氾濫したのと違って、相当の土砂を含んで、その後天気がよくなりますから乾燥してほこりまみれになるのです。以前ならば地元の方が何人かで掃除をされておられましたけれども、その沿線の住民の方も、もう高齢化したり、あるいは病気等によってできなくなっているのです。私は、一つはそうした公衆衛生とかという問題も含めて、そうした場合にどういう対応ができるのだろうかということなのです。

そしてもう一点は、今回も市営墓地の方もあったのでしょ、土砂崩れとか。一つは照蓮寺のところの非常に高い危険なところが土砂災害を起こしているのです。そして、22年当時でいえば、吉名の西方寺における共同墓地の土砂が崩落をして、かなり深刻な被害が出たのです。私の記憶に間違いがなければ、昭和42年の災害の時に高崎の共同墓地、バンブーへ行く道の途中ですけれども、少し登っていった中腹に共同墓地があります。あそこも昭和42年の災害の時は相当の被害を受けたのです。この時には、おそらく農林災害ということで、市が直接擁壁とか、あるいは中の道路の舗装等もやられたのかどうかわかりませんが、いずれにしても42年の災害の時には、相当大規模な土砂対策といえますか、急傾斜地対策をやって今日の姿になっているのです。しかし、現時点においては、幾ら現地の方々、あるいは関係者の方々が市に訴えても、共同墓地等については今日

段階ではほとんど対応していないし、おそらく災害としても竹原市の中で記録として残されないのだろうと思うのです。この点についてどういう状況になっているか、御答弁を頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今墓地に関する災害ということでございますけど、議員御承知のとおり、市が管理しておりますのは我元行の共同墓地と、市営ということでございますが、今ございました照蓮寺でありますとか吉名の方の西方寺さん、こういったところの部分につきましては、基本的には民間ということで、行政が災害復旧ということで非常に手を出しにくいという部分がございますので、なかなかその辺の難しさがございます。こういった民間の共同墓地の災害という部分につきましても、私が知る限りでは記録とかそういったものは今のところは目にしたことはないというのが状況でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） だから、私も断定的、確定的なことを一方的に申し上げるつもりはありませんが、少なくとも高崎の共同墓地については、それが昭和42年の災害かどうかわかりません。相当な深刻な災害を受けて、間違いなく公費でもって災害対応をしていることは間違いないのです。ですから、本来ならそうしたところまで調べて答弁をしないとけないのじゃないのですか、おそらく。なぜかといいますと、私も今直ちに共同墓地のそうした土砂崩落対策とか急傾斜対策をやれ言うんじゃないのです。しかし、例えば介護にしる、施設から地域へとか、あるいは施設から家庭へと、こういうふうな流れになっているのです。そうした意味で、私はおそらく市長の方は理解して頂けるんじゃないのかと思うけれども、日本人として、もちろん自分の祖先を敬うということもあります。同時に、共同墓地ですから、その共同墓地に埋葬されている地域共同体における先人であるとか先達であるとか、そうした地域の思い、あるいは地域の記憶というものを、私は思い起こさせる、そういうところじゃないかと思うのです。とりわけ、私全部は知りませんが、例えば吉名でいえば13日の朝には共同墓地へ皆さんが家族連れで行って、祖先とか、あるいは友人、知人の墓を参られたりしております。それが15日まで朝と夕方続きます。そうした、ある意味我が国社会における急速な工業化、近代化によって失われた地域社会のきずなであるとか、あるいは地域社会における共通の記憶であるとか思いとかというのを思い起こさせてくれるのも共同墓地じゃないかと思うのです。そうであるならば、例えば山が崩れるわけですから、個人の墓が崩落したというのなら手を出せないかも

わかりませんが、吉名でいえば共同墓地の隣接地は農地なのです。そうすると、農地をすれば、農林災害でやれば負担金の問題とかいろいろ出てきます。ですから、そうした負担金の問題も含めて、例えばもうそれは民有地だからできませんよということじゃなくて、何とかその災害に対応し、その災害に対応するというのは、先ほど申しあげましたように家族を中心にした人間のきずなであるとか、あるいは地域における帰属意識の再確認であったりとか、あるいはアイデンティティーの再確認であったりする、そういう場所としての共同墓地に対する対策というものを何とかしなければならぬのではないかと問題意識は、私はどうしても持って頂きたいと思うのです。私は、工夫をすればやり方はあると思います。この点について、総務部長の方で改めてどう思うか、それで同時に、先ほど申しあげました小浦尻川、あれは県道竹原吉名線になります、路線でいえば。そうした場合に、氾濫をした泥土が乾燥して人の健康に害するような状況になっている時はどういう対応があるのか。これ、総務部長で難しければ担当部長の方で答弁を頂いてもよろしいですから、今の共同墓地の災害に対する私の問題提起についてどう考えるか、改めて答弁を求めたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今の議員さんの方からありました、いわゆる私の共同墓地への災害があった場合への対応ということの御質問でございます。

基本的には、議員さん言われるように、墓というのは先祖をまつておくものでございますし、我々が今いるのは、そういったずっとさかのぼって先祖代々があって今我々がいるということでございますので、そういった意味で非常に精神的にも重要な場所というふうには考えております。ただ、行政としてここでどんなことができるかというのは非常に難しい部分があるかと思えます。先ほど例として出されました、農地があってそこから崩れるというような、確かにそういうケースもあると思えますので、そのあたりはケース・バイ・ケースということもあろうかと思えます。個別の状況を見る中で、できるものは対応はできるのではなかろうかということで御理解を頂きたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から吉名町の小浦尻川の増水で道路が冠水した箇所の防災対策という御質問がございました。

このたびの6月下旬の大雨によりまして、河川の増水、あるいは道路の冠水など、被害が市内の各所で発生しておりました。吉名町においては、6月21日から激しい雨が降り

まして、その影響によりまして学校北側を流れる小浦尻川が増水し、吉名駅から農協までのこちらの一般県道竹原吉名線の道路が冠水して通行が規制されまして、地域住民の生活に影響を与えていたという状況がございました。市と致しましては、県道竹原吉名線の維持管理につきましては県から委託を受けていることから、市が地元の建設業者に依頼を致しまして、道路に流出した土砂の撤去や、あるいは散水車を使いまして道路の清掃作業を実施したという状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 的確に対応をして頂きたいと思います。

それで、総務部長、なかなか理解をして頂けないのかなと思うのですが、私は共同墓地における個人の墓地が被災をしたのを、それを災害復旧しろ言っているんじゃないのです。大体共同墓地は崖地に囲まれたところがありますから、その崩落するところが農地であったりとか、あるいは照蓮寺の場合、それが山になっているのか、あるいは将来そこもまた墓地として規模拡大していくための地目が墓地になっているとすれば、これは難しいかもわからんが、もしそれが、当該箇所が農地であったりとか、あるいは山林であったりするならば、あと負担金の問題です。そうすると、例えばそこで何人かの被害を受けた方がおられるとするならば、例えばその負担金を皆さんを出して、私らが共同で出すから何とか崩れないように対策をしてもらえないだろうかという議論も可能性もありますよね、あるでしょう。私相談受ければそうします、そうでしょう。だから、もう一律、山林の場合もそうでしょう。負担金の問題が片がつけばできるじゃないですか。そうしたふうに、被災を受けた方への共感とかそうしたものを感じられる感性になっているのかどうかということをお聞きしているのです。あなたのようなその答弁だからこそ、絶対に言うていいぐらい同じようなラスパイレス指数が出てくるような給与条例改正案しか出てこないということよ。そこを、改めて自らの感性、そうしたものを磨いていかないと組合との交渉も難しいだろうし、なかなか様々な局面局面における関係者との、あるいは市民との血の通う対話というのは困難ではないでしょうか。ですから、私は先ほども申し上げましたように、この場においてそうしろという結論を一方向的に求めるつもりはありません。しかし、現実にそうした場合には、そうしたことも踏まえて被災をされた現地、あるいは被災後にいろんなところから被災をされた方が行政であったり、あるいは自治会長であったり、あるいは市会議員であったりとか、あるいはそのほかの政治家を頼っ

たりとか、いろいろあると思うのです。ですから、そうしたことをもう少し、せつかく防災係をつくった話でありますから、そこら辺も踏まえた感性を磨く必要があるんじゃないのかと、このように申し上げている話です。そして、これ以上深追いをしてもしょうがないので、今回私は、本当は防災だから建設部長が答弁するのかと思っていました。しかし、聞くところによると、防災に関することだから総務部長が一括して答弁しますということだったので。別にあなたを一本釣りで攻撃するつもりで言っているのではないので、そこところはよくよく御理解頂きたいと思います。

そこで、先ほども申し上げましたように、特に長浜の時には、建設課の職員に帯同してきた総務課の職員は長靴を履いていませんでした。そして、例えばその場における職員の被災者への対応が適切だったのかどうか、あるいは大石でもそうです。ですから、そうしたことも踏まえて、私かつて港湾管理事務所長をしていた時に開港25周年記念ということで、何とか写真展ということで相当災害関連も含めた、あるいは観光振興も含めたいろんな写真に出会いました。例えば広島県でいえば危機管理下において大きな災害にも出てくるのです。それで、竹原市における災害についても、駅前から日本橋通り、あそこら辺が冠水した時のような災害の状況も出ているのです。しかし、具体的に、例えば竹原市がどうだったんだろうかというようなものは出てこないのです。というのは、避難準備情報にするのか、あるいは避難勧告するのか、あるいは避難指示をするのかということになった時に、過去の災害の状況とか災害の歴史とか、あるいは現地へ行って、例えば水が出てくる状況、そうした状況からただ単に自主避難に任せている今の体制はどうなんだろうかという、私は危機感持っているのです、危機感。ですから、そんなに大仰なものじゃなくてもいいから、例えばそういう書庫に行けばいい写真が、私は眠っているんだろう思うのです。昭和42年といえば、私高校1年生の時ですから、おそらく市長もよく御記憶にあると思うけれども、呉線も寸断され、私吉名でしたから、吉名から竹原駅までタクシーで来て、そこからバスに乗って三原まで相当数通った記憶があります。また、三原の町なかも非常に冠水をして、畳やふすまなどが蒸し干しされたような、あるいはトイレが冠水をしたりして、くみ取りでその強いにおいがしたような、そうした記憶もあります。あの当時、何人の犠牲が出たのか私も記憶にありません。そうしたうろ覚えの記憶も含めていけば、吉名も城川が氾濫、決壊をして、大きな災害を引き起こしたこともあります。忠海とか、私そこら辺はわかりませんが。そうすると、そうした避難準備情報に基づく避難所の開設とかそうしたことも踏まえて、細かいところまでいかんでもいいが、そうした災

害対策を進めてきた資料等を出して、そしてその中から訴求力のある写真を復元して、そうした災害写真展、パネル展でもいいと思うけれども、本庁のこのロビーで、例えば防災の日とか、あるいは梅雨前とかそうした時にやって、また地域要望があればそうした資料を貸し出しをして、そして地域の中においても共有をして頂くと、こういうふうな対応を、私はある意味でいえば、災害対応といえはすぐハードが求められるわけでありましてけれども、そうした行政内部における職員の災害史への認識の高まり、そして共有化、そして地域住民との共有化を進めていくためにも、是非ともそうした取組を進めていって頂きたいと思いますが、改めて総務部長の答弁を求めたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今議員さんの方から御提言ございました。過去の災害の状況をよくあらわすような写真とかそういったものの資料を整理をして、一定には、例えば啓発とかそういったものとかという場面で使っていくということは非常に大事なことだろうというふうに思います。現在そういった過去の災害の記録等につきましては、保管は致しておりますけれども、そこは十分整理ができてないというふうな状況になっております。そういうこともございますので、その辺の資料の、まずは整理からさせて頂いて、そういった訴求力のあるような写真と議員さん言われましたけど、そういったものも含めて整理をさせて頂いて、市民にも啓発に使えるようなものに取り組んでいきたいというふうに今考えているところでございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） この台風10号等をめぐっても、岩手、北海道、様々なところで様々な被害が出て、とりわけ大石地区の皆さんにとってはそれが現実のものとして出てくるわけです。現実の脅威として感じられるような局面が、我々から見れば何でそこまでという思いがあるかもわからん、職員の側からしても。しかし、いずれにしてもそうした過去の災害に学ぶことは、現地へ行って職員の的確な現地への対応、住民との対応、住民との協働、そしてその後のアフターケア等も含めた、言えば災害の現場におけるその知見、知識と意欲、これをどう引き出し育てていくかということは、私は限られた財政資源の中で対応していくこの竹原市の状況においては、そうしたソフト面におけるヒューマンパワーの充実といいますか、そうしたものも非常に重要になっているのだろうと思います。改めて答弁は求めませんが、そうしたことも踏まえて、今回質問させて頂いたテーマに的確に対応をして頂くことをお願いをして、私の一般質問を終わらせて頂きます。あり

がとうございました。

議長（北元 豊君） 以上をもって10番宮原忠行議員の一般質問を終結致します。

午後1時まで休憩致します。

午前11時20分 休憩

午後 0時56分 再開

〔議長交代〕

副議長（大川弘雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、道法知江議員の登壇を許します。

9番（道法知江君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行います、公明党の道法知江です。どうぞよろしくお願い致します。

1、LGBTについて。

多様性を認め合える社会のために、LGBTについて質問を致します。

日本選手団の連続のメダルに沸いたリオ五輪が閉幕し、聖火は4年後の東京へと託されました。2014年12月五輪憲章に、性的指向による差別禁止が盛り込まれることが決まり、これによりLGBTを差別する国はホスト国として失格の烙印を押されることになります。社会全体でLGBTに対する認識を深め、当たり前存在として扱うのは、国際的に見ても、もはや常識となっているようです。日本のLGBT対応が遅れているという国際的な評価を改めるきっかけになるのは、国や都よりも小さい自治体かもしれません。

東京都渋谷区は、同性カップルへのパートナーシップ証明書の発行をしており、大阪市淀川区など先行する自治体には、LGBT支援は人権問題として当たり前に取り組むべき施策との共通認識があります。東京五輪を控え、訪日観光客の増加が確実視される中で、地方の魅力を高め、競争力に直結する重要なテーマでもあると思います。

LGBT、Lはレズビアン——女性同性愛、Gはゲイ——男性同性愛、Bはバイセクシュアル——両性愛、パンクセクシュアル——全性愛、Tはトランスジェンダー——性同一性障害として表現されています。電通総研が全国7万人を対象に実施した調査では、LGBT層に該当する人は7.6%という結果が出ています。LGBTに対する認識を質問させていただきます。

1、具体的な考え方について、2、人権施策の捉え方、3、住民票等男女記載欄状況、4、職員研修、意識啓発、広報活動、5、教職員の意識、児童生徒への対応、対策について

て、6、多様性、差異を認め合う社会の構築に向けてどのようにお考えか、御所見をお伺い致します。

2点目、I o T、ビッグデータ時代に向けた情報通信政策。

従来の人、物、金に加え、データA Iの重要性が一層高まっています。国の第4次産業革命によると、I o T、ビッグデータ、人工知能——A Iなどによる技術革新で、トータルの経済価値は日本経済の4倍もの規模になると試算されています。日本経済の民間企業による自動走行、ドローン配達、施工管理、医療診断支援システムに関する規制緩和等の検討についても指示が出され、私たちの想像をはるかに超えるスピードでビジネスも進んでいます。直面する社会の変化に伴い、データが価値の源泉になります。少子高齢化、人口減少等深刻な課題を抱えている地方自治体こそ、情報通信政策は新しい可能性を开花させますので、見識ある市長の御所見をお伺いします。

1、最先端の技術に対応できる人材と育成の現状、2、ネットワーク環境の充実、整備、セキュリティー、3、地域経済分析システム——R E S A S等の活用、4、W i - F i インフラ整備現状と今後の展望。

3点目でございます。B型肝炎について質問致します。

親は子の健康を願って予防接種を受け、それが原因で子どもがB型肝炎ウイルスに感染し、その子が大人になって子を産んだ時に、さらに母子感染で被害が拡大しました。危険性があることを国は認識しながら、集団予防接種で注射針や注射筒の使い回しを黙認し、被害拡大を放置し続けました。集団予防接種を受けた人は、誰もがB型肝炎ウイルスに感染した可能性がありました。乳幼児期に受けた集団予防接種の注射器を連続使用した昭和63年ごろまで、このことが原因でB型肝炎ウイルスに感染した人々が国に賠償を求めた集団訴訟は、2011年6月に基本合意が結ばれてから5年が経過しました。合意当初は対象者を45万人余りで見込んでいましたが、患者救済は5%未満です。給付制度が十分に知られていないことや控訴手続が煩雑なことに加え、感染がわかっても差別、偏見をおそれ、家族や職場などに事実を話せない人もいると考えられます。血液製剤による薬害C型肝炎と予防接種が原因のB型肝炎も、ウイルス性肝炎の患者250万人とも言われています。そうした人たちの医療費助成を強く求めるとともに、B型肝炎ウイルス検査を受けたことのない方には、一度は必ず検査をして頂きたいと思います。

そこで、以下の点について質問を致します。

1、ウイルス検査啓発、検査状況、2、予防接種台帳の保存状況、3、個人情報保護条

例に基づく自己開示請求の迅速化， 4， 和解対象者の認定要件， 給付制度の周知， 5， 2016年10月——来月のこと——よりゼロ歳児を対象とした定期予防接種の内容についてお伺いします。

B型肝炎の対象者には一日も早く安心して治療に専念できる環境を整えるため， 問題の早期解決に向けて国と地方で汗を流していかなければならないと思います。 市長の明快な御答弁を求めます。

以上， 壇上にての質問は終わります。

なお， 答弁によりましては自席にて再質問を行いますので， どうぞよろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 道法議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず， 1点目の御質問についてであります。 L G B Tとは女性同性愛者， 男性同性愛者， 両性愛者と性同一性障害の総称であり， 性的少数者， 性的マイノリティーという言葉もL G B Tと同様の意味合いで用いられております。 特に性同一性障害は， 性が心と体で一致せず， 違和感や嫌悪感で苦しみ， そのストレスから健康に影響が出るケースが少ないことから， 国際疾病分類においても疾病として認められているものであります。

また， 株式会社電通によるL G B T層に関する調査が， 昨年4月に全国の20歳から59歳までの個人を対象に行われ， 7.9%がL G B T層に該当するという結果が公表されております。 人数に換算しますと13人に1人がL G B Tであるという中で， 社会におけるL G B Tに対する認識理解は必ずしも十分でない状況であり， 偏見や差別的な扱いを受け， 学校や職場でのコミュニケーションがうまくいかず鬱状態になったという事例もあるなど， 人権侵害につながる今日的課題であると認識しているところでございます。

こうした中で， 国においては男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を改定し， L G B Tへの差別的な言動も本指針の対象となることを新たに明記する方針を示しております。 本市におきましても， L G B Tに対する正しい認識や理解が偏見や差別的な扱いなどの人権侵害の解消につながるものと捉え， 全職員を対象とした人権学習を実施するとともに， 各職場において人権推進担当の職員を定め， 当該職員を対象にL G B Tを主題とした研修を実施しております。

また、市民に対しましては、本年6月にLGBTに対する認識と理解を深めるため、市本庁舎のロビーにおいてパネル展示を行うとともに、男女共同参画講座においてLGBTについての講座を実施するなど、様々な機会を通じて啓発、広報活動を実施しているほか、性同一性障害に悩む方への各種支援を実施するための相談窓口を人権推進室に設置しております。

住民票等への性別表記につきましては、住民基本台帳法第7条に基づき、住民票には性別を記載しておりますが、窓口において市民が証明書等の交付を求める際に使用する申請書では性別の記載を不要とし、LGBT層の方に対する精神的負担の軽減に努めているところであります。

教職員の意識、児童生徒への対応、対策につきましては、教育委員会において性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等について教職員の理解を深めるとともに教職員の指導力の向上のために、文部科学省からの通知やウェブサイトを活用して校内で研修等を計画的に実施するよう指導しております。

性に対する考え方につきましては、いまだ様々な考え方はありますが、LGBTが社会生活を営む上で壁とならないよう、性の多様性、差異をお互いが認め合える社会を目指し、今後とも啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。現在IoTやビッグデータ等がもたらしている変革は、従来にないスピードで進行しております。このIoTとは、コンピューターなどの情報機器だけではなく、テレビやエアコン、電気ポットなどの家電製品や自動車、バイクなどの様々なものに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互通信によって自動認識や自動制御などを行うことであります。また、ネットワークを通じて集まった大量のデータ、いわゆるビッグデータを分析することで、新たな付加価値の創出が期待されているところであります。

こうした中で、最先端の技術に対応できる人材と育成の現状につきましては、IoT、ビッグデータ等の新しい技術変革や昨今の情報セキュリティー等に対する重要性の増大を契機に、今後さらにIT利用の高度化、多様化が進展していく中で、国の推計ではIT分野においてかなりの人材が不足するものと予想されております。本市におきましても労働人口の減少が見込まれる中で、これらの分野を担う人材の確保という点については厳しい状況であります。その重要性に鑑み、IT人材の確保、育成に向けた方策について調査研究してまいりたいと考えております。

本市におけるネットワーク環境につきましては、平成22年度に実施した光ファイバー網の整備により、光インターネットについては市内全域において利用が可能となり、地域における利用環境の格差が解消されております。こうした中で、ネットワーク環境の充実に向け、昨今のスマートフォンの普及等による公衆無線LAN環境整備による取組が進んでおり、本市におきましてもH i r o s h i m a F r e e W i - F i サービスを市内4カ所に提供しているところであります。また、セキュリティーにつきましては、利便性の向上を図るため暗号化の設定はされておりましたが、1回の利用時間を30分に制限し、青少年が利用することが望ましくないサイト等へのアクセスが制限されております。

地域経済分析システム——RE S A Sにつきましては、国が地方自治体の様々な取組を情報面から支援するため、産業構造や人口動態、人の流れなどの様々な官民ビッグデータを可視化することにより、効率的、効果的に地域分析、政策立案ができるよう開発されたシステムであり、平成27年4月に提供が開始されたものであります。このシステムにつきましては、活用可能なデータの種別が多岐にわたるため、国、県による研修会等の開催や地方自治体の活用事例集が配布されているところであり、本市においてもこれらを積極的に活用し、効率的、効果的な地域分析、政策立案に取り組んでいるところであります。

W i - F i インフラ整備の現状と今後の展望につきましては、H i r o s h i m a F r e e W i - F i を竹原駅前観光案内所、町並み保存センター、ふれあいステーションただのうみ、忠海港の4カ所に整備し、サービス提供を開始しており、今後におきましても利便性や満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。B型肝炎に関するウイルス検査の啓発及びその状況につきましては、国の肝炎対策の一環として、平成14年度から40歳以上の市民に対して肝炎ウイルス検診を実施するほか、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及を図るため、感染が判明した人が必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより肝炎による健康被害の回避、症状の軽減及び進行の遅延などにつながることに、広報紙やポスターの掲示等で周知啓発を行ってきたところであります。これらの周知啓発に加え、平成14年以降、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の市民に対し、個人通知や無料受診券の配布などの受診勧奨を行い、これらの取組により、平成27年度までの累積受診率は約23%になっております。また、市の肝炎ウイルス検診の実施時期に検査を受けることができなかった市民に対しては、広島県が実施している無料肝炎ウイルス検査を紹介することにより受診機会を確保しているところであり、肝炎対策として一

定の成果があったものと考えております。今後におきましても、引き続き国、県の取組に連動し、様々な媒体や機会を通じて受診勧奨や不安の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

予防接種台帳の保存状況につきましては、政令等により台帳の作成と5年間の保存が定められており、本市においては昭和59年度以降の予防接種台帳を保存しております。竹原市個人情報保護条例に規定する自己情報の開示請求につきましては、当該条例第16条において、原則として開示請求書を受領した日の翌日から起算して15日以内の開示に諾否の決定を行うこととされております。こうしたことから、これまでも迅速に手続を行っており、今後におきましても引き続き適切に対処してまいりたいと考えております。

和解対象者の認定要件につきましては、集団予防接種を原因とする1次感染者についてはB型肝炎に持続感染していること、または免疫機能が未発達な6歳までに集団予防接種等を受けていることとされ、2次感染者については1次感染者である母親から母子感染により持続感染したこととされております。給付制度の周知につきましては、市の公共施設へのポスター等の掲示のほか、「B型肝炎訴訟の手引き」や「B型肝炎被害救済110番」等のパンフレットやチラシを配架し、周知を図っております。

本年度から始まるゼロ歳児を対象とした定期予防接種の内容につきましては、世界各国におけるB型肝炎ウイルス感染の減少に向けた機運が高まる中で、我が国においてもB型肝炎ワクチン接種の定期化が審議され、平成28年10月から定期予防接種として導入されることとなりました。接種対象者は、接種年齢が低いほど良好な免疫応答が得られることや、小児期における水平感染を予防する目的などから、平成28年4月1日以降に生まれた者で1歳に至るまでの間にある者とされ、標準的な接種期間としては、生後2カ月に至った時から生後9カ月に至るまでの期間とし、27日以上の間隔を置いて2回接種した後、第1回目の接種から139日以上の間隔を置いて3回目の接種をすることとなっております。ただし、母子感染予防として出生後にB型肝炎ワクチンを接種している場合や任意で接種している場合は、定期予防接種の対象外となっております。本市と致しましては、今後B型肝炎ワクチン接種対象となる4月から7月生まれの乳児に対して個人通知を行うなど、新たな制度の周知を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

副議長（大川弘雄君） 9番道法知江議員。

9番（道法知江君） 最初のLGBTについてなんですけれども、コミュニケーションがうまくいかずに鬱状態になっているという方がおられると、そして答弁書にもありました

けれども、人権侵害につながる課題であるということは認識をされているというふうに理解をさせて頂いております。国際疾病分類においても、疾病として性同一性障害ですけれども、これは認められているものであるということであると思います。

オリンピックが終わり、パラリンピックが始まっております。本当にあらゆる方々が違いとか差異とか、多様性というものを、世界が本当にことごとく人と人とが違うことはすばらしいことであるというオリンピックの、パラリンピックの祭典ではないかなというふうに感じていますが、ただ、まだまだ理解が乏しいということも事実ではないかなという思いで、このLGBTについて質問をさせて頂きました。

大都会とか町なかとか人口の多いところでは、割とLGBT対象の方はおられるかもしれないけども、地方である小さな自治体にはこういう方々は少ないのではないかなというように思いや偏見があるのではないかと。それも、そういうこともなく全世界がこぞって人と人との違いというのを認め合うような、そういった社会の構築が必要だという時代に入ってきているということを考えていけない課題ではないかなというふうに感じております。人と違って本当にそれがすばらしいことであつたり、また違いがあるからといって迎合できなかつたり、社会の中でうまくいかなかつたりコミュニケーションがうまくいかないという方々が苦しんでおられるということもまた事実である。本市もいろいろ人権のことについては様々に議論を重ねてこられておりますけれども、本市で言う人権の中でこのLGBTというのはどういう認識があるのかなということで質問をさせて頂きました。答弁にもあるように、7.6%がLGBT層に該当し、人数でいうと13人に1人がLGBTであるというふうに答弁を頂いております。事業所等、職員も260名おりますし、そういったことで単純には数字には出てこないと思いますけれども、13人に1人というのは意外に多い数ではないかなというふうに感じております。人権学習を、まず全職員を対象に行われたというふうに書かれておりますけれども、いつごろ行って、その時の職員の反応はどうだったかということ、まず1点お伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 全職員向けの研修でございますが、今年で言いますと、平成28年にセクハラを主題と致しました研修、こういったものを行っております。また、主催者研修と申しまして、職場での人権を確保するための主催者という組織がございますが、主催者の研修を5月に実施しております。これは、もうLGBTそのものを主題とし

た研修でございます。そうした中で、職員の反応といいますか、この研修の内容が全職員に隔々まで渡っていくように、例えば先ほど言いました主催者であれば、それを職場に持ち帰りまして、職場の中でまたそれを研修の題材と致しまして職員の間で話し合う、こういったことをやっております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） 例えば、L G B T が社会で直面されている困難というか不利益というか、そういうことがどういったことが起きているのかお聞きしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） L G B T、こういった方々が社会の中でどういったことが起きているかと申しますと、例えば学校、あるいは会社、そういったところで自分の考えている心の性と体が一致してないことに対しまして、いろんな嫌悪感を感じたり、またその程度ではなくて実際に健康上に問題を来したり、またそれが何らかの形で社会の中で差別的な扱いを受けたり、こういったことが起こっているというふうに認識しております。

副議長（大川弘雄君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） 渋谷区ではパートナーであるということの証明を発行するというような形がありましたけれども、一般的に、例えば生命保険等、同居であるけれども受取人として認められないとか、住宅を借りるに当たっては家族構成の問題として住宅がお借りできないとか、パートナーとして生活はしてきたけれども、死別した時の状況、あるいは父母の介護、配偶者として認められないということ、パートナーを扶養家族として所得の申請等が難しいとか、戸籍上の性別によってそういった方々が社会でいろんなことで困難とか不利益を高じている。日本の法律上の戸籍法というのがありますので、問題は深いなというふうに感じておりますけれども、本市としての認識、先ほど言ったように困難と感じている、不利益というふうに感じているという方々が、市民の中でもそういった方がおられた時の対応、窓口というものはどのようにされるのか、再度お伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいまの御質問の中には、精神的に負担に感じるお話と、また実際に法律的に契約でありますとかいろんな社会制度のルールの中で、例えば婚姻関係にあるなしによりまして、相続でありますとか財産的な権利とかに不具合が生じる

ような問題と2つに分かれるとは考えます。そうした中で、例えば戸籍の法の考え方でいきますと、一応戸籍の中には性別を連想させる続き柄という項目がございまして、ここの部分を変えていくことで、例えば法律的ないろんな行為とか、先ほど言いました契約でありますとか経済活動、相続、そういった法律的な中での解決は、そこをもって性を心と体を一致させることができなければある程度解決するのだろうと考えております。これにつきましては、性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律というものが平成15年に出されております。この法律は、先ほど言いましたLGBTの中の性同一性障害の方々に対する戸籍上の性別を一致させて変えていくという法律がございまして、この法律を使いまして、例えば条件はあるのです。20歳以上であること、また現に婚姻をしてないこと、現に未成年の子がいないこと、また生殖機能を永久的に欠く状態にあること、またその他、外観的に見ても女性の体に類似している、こういう機能を備えている、こういった場合には家庭裁判所の方に申し立てを行いまして、その戸籍の中の性別を変えていくことは可能でございます。

また、同性カップルの問題ですけれども、これは渋谷区の方が先駆けて証明を出されているような状況がございまして、これは条例を制定して、公的な証明書を発行するというのをされたのですが、実はこの中にカップルということで婚姻状態にあるということを証明するわけなのですが、これは日本国憲法の婚姻の条項から致しますと、極めて不整合な状態にございます。日本国憲法では、両性の合意をもって成立し、夫婦は同等の権利云々と書かれておりまして、憲法の方はこれを想定しておりませんので、法的にこの婚姻ということだけを単にこの条例であらわすだけでは非常に問題があるということが議論になっているのが現在の状況でございます。

あと、施行に関わるところで精神的に負担を受けている方々でございます。そういった方々に対しましては、市としてできることでは、例えば住民票を申請される時の申請書の方には性別までは要求しないとか、あと同じ住民票でも記載事項証明というものがございまして、住民票の方は住民基本台帳法7条の規定によりまして、性別というものは記載しなくてはいけないという法律の規定がございまして、そういう状況でございます。ただ、記載事項証明という住民票記載事項証明というものは、住民票に載っている情報の中で必要なものだけを証明するという制度がございまして、ですから、少しでもそういった方々の心の負担といいますか、そういったことの軽減に努めることができるものがあればそういう方向で事務処理をいろいろ考えていきたい、このように考えております。

副議長（大川弘雄君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） ありがとうございます。

知識というか、十分な理解、適切な対応というのは非常に大事ではないかなというふう
に感じております。質問の中に、学校である教育現場についても質問させていただきました。
答弁を求める者も教育長というふうに書かせて頂いておりますけれども、ここでは学校で
の児童生徒への対応、対策についてということを5番に質問をさせて頂いておりますけれ
ども、児童生徒への対応、対策についての、もし答弁漏れというか、つけ加えたいものが
あれば是非教えて頂きたいなど。教育部局の方から直接御答弁を頂きたいなというふう
に思っています。

校内の研修は既に実施されているということを理解してよろしいでしょうか。

それと、文科省から膨大な資料がLGBTについては入ってきていると思います。児童
生徒の中には、そういった対象になるという児童生徒を把握しているかどうか、という
点もまずお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） まず、児童生徒の把握ということでございますけ
ども、現時点では児童生徒から、また保護者からこういった相談はございません。学校の職
員の研修ということでございますけれども、各校で研修を行っております。具体的には、文
部科学省から教職員向けに出されました資料をもとに、性同一性障害についての正しい知
識と現状、また児童生徒や保護者から相談があった場合の対応やその後の取組について研
修を進めているといった状況でございます。教職員がLGBTに対する正しい知識を持
ち、児童生徒等が相談しやすい環境を整えていくといったことが大切であるというふう
に考えております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） おそらく該当する児童生徒がおられるかどうか、自治体に聞く
とほとんどのところがない、把握していないという回答が主に出るそうです。

では、一体先ほどの13人に1人、どうなのか。新聞によると、こういった実態、L
GBTの子が告白した時には、親としたら9割が受け入れるというような調査があったり、
じゃあ学校現場においては世間で言うLGBTについてという通告やものはたくさんきて
いるけれども、教職員同士の中で研修を行っているけれども、実態としてもしかしたら把

握できない、大変難しい問題だと思いますので、把握しにくい問題だというふうに感じております。そこで、学校での性の多様性を尊重するのに一体何に気をつけておられるのか。性の多様性を授業で取り上げているというようなことはあるのかどうか、その時の、中学校だと思います、もし性の多様性を授業で取り上げるとすると、その注意点はどのようなものか教えて頂きたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 実態の把握をするというのはなかなか難しいということで、本人、児童生徒も自ら明らかにしたくないといったような場合もあるというふうに思いますので、なかなか現状把握するという事は難しいと思います。

学校ではそれぞれそういった授業等を行っておりますけれども、小学校では体育科、保健の学習において、体の発達には個人差があることや今後の体の変化について正しい知識を持つことができるよう指導しております。また、中学校でも性に対する正しい知識と適切な行動についての学習を通して、性と性別の自己認識の違いを感じる人がいるということについても触れて、人権教育の観点からも個人の人権を尊重し、お互いの理解を深めていくよう指導しております。今後もLGBT等に関する児童生徒への指導、啓発活動を進め、偏見等をなくして理解を深めることができるように、指導、または支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） そこでお伺いしたいのですけれども、もしも自分の子どもから性的少数者だと親が打ち明けられたら、どこに相談に行けばよろしいでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 総合的に考えますと、まず1つは人権推進室がっております人権相談、生活相談、あるいは女性相談とか、こういった総合的にそういう相談を受ける窓口としてはございます。また、学校におきましては、私の方から答弁するのはどうかと思いますけれども、そういったことがあれば学校の方から人権相談室の方へ、例えば連携を頂ければそれに対応していくような形になろうかと思っております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 中学生になったりすると、思春期の性の問題とかLGBTの認識を

含めて生きづらさを感じる子どもの立場からすると、苦しさは一つのキーワードだけではなく、それを言いあらわせない幾つもの困難が絡み合った状態である。その困難な状況にある中学生たちが、教室の中でSOSサインを出すことは少ないと思います。しかし、ちょっとした体調不良を理由として行くことのできる場所は、おそらく保健室ではないかなというふうに感じております。今保健室はいろんな問題を抱えて、養護の教諭が大変だと思いますけれども、保健室ほど現代の子どもたちを取り巻く問題を明瞭に見渡せる場所はないと思いますけれども、そのことについてどのようにお考えか、教育長も保健室の養護の先生といろいろ交流があると思いますけれども、養護の先生、本当に大変だなというふうに感じます。そのSOSを感知し、ちょっとしたもし体調不良の相談や雑談の中から子どもたちのSOSのサインを感知し、たわいもない雑談を繰り返しながら直面している困難を掘り出し、支援のネットワークをつくってあげられる状況があるのではないかなというふうに感じております。保健室は子どもたちを救う最前線ともなり得ると思いますけれども、この保健室について、養護教諭の多忙さについて御答弁頂ければと思います。御理解を。

副議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 相談窓口ということでございますけれども、確かに保健室といったところは相談しやすいといったようなこともあるというふうには思いますけれども、保健室だけで相談ということではなくて学校全体で対応していくといったことが重要だと思いますので、担任、養護教諭、校長、またはスクールカウンセラー、または学校医等と連携しながら、個別の事案にきめ細かく対応していくといったことが重要だと思いますので、そういった研修等行っていきたいというふうに思っております。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 昨日は竹中の運動会がありました。遠くから子どもが手を振っているのです。一所懸命アピールしているのです。その先は養護の先生だったのです。その生徒1人だけではなく、たくさん子どもたちがその養護教諭に向かって、もう本当に求める目というか、輝きというのがありました。養護の先生にはいろいろと御苦勞をおかけすると思いますが、さらなるいろんな体制で専門におつなぎできるような体制をお願いしたいと思います。

2番目のI o T、ビッグデータについて質問をさせていただきます。

I o Tの分野においては、もう様々、経済効果等は75歳以上の人口が増えると言われ

ているその2025年に向けて、世界で最大1,336兆円程度になるのではないかと推定をされております。世界中のマーケットでこれだけの金額になるような経済効果があるのではないかと。次世代の人工知能技術や研究開発における3省庁の連携体制というのがありますけれども、ここであえて聞くことは差し控えさせて頂いて、御存じのように総務省、文科省、経済産業省、この3省が連携していろいろなことを手を打っておられます。遠い先の話だろうとかということではなく、もう既にいろいろ実行されている総務省の事例がありました。それは酪農家のところであったんですけども、一つ、酪農家が出産を控えた牛に対して、今まではずっと24時間体制で母の牛の細かい経過を見守っていたという生産者の負担を大幅に軽減するために、センサーを体内に入れて、そして監視することで分娩の兆候を検知し、生産者の携帯電話等に、スマートフォンなどでメールで通知するサービスを行っている。約700の牧場に普及されているとか。

隣、岡山県真庭市においては、これはロボットセンサー、ドローンを使ってなんですけれども、御存じのように面積の8割を森林が占めております。木材産業が発展していて、木材バイオマス発電所、庁舎も発電所となっております。私も見させて頂きました。こういった岡山の状況なんですけれども、自然保護や土砂災害の防止の観点から対策が必要だということで、森林組合が土地所有者情報をまず把握しようということで、従来は1区画に2人がかりで終日8時間程度を費やしておりましたけども、クラウドを用いた簡易な画面上の操作によって1分程度で作業を完了させることができた。ロボットセンサーを用いた空中写真等で森林クラウドにいろんな情報が活用することができた。これが岡山県。

それと、人口が非常に少ない地域ではあるんですけども、鳥取県の南部町、人口1万888人、これは高齢者や子どもの見守りというもので、例えば町内の小学校にICカードを配布して、登下校時にカードをタッチすることで保護者の方にメールが届くというふうなこと、場合によっては保護者は簡単なリモコンによってテレビの画面で行動履歴を参照することができる。それとか、高齢者の見守りについては、高齢者の日常の状況というのを見守りの日々の健康状態をクラウド化して登録している。これはマイナンバーカードを利用したということではありますけども、こういったことが進んできております。私たちもちょっとAIとかというと、人口知能というと何か遠いものかなというふうに感じていたんですけども、実はアプリでとれる多言語化、これもAIだということを勉強させて頂いていたんですけど。そうすると、身近にそういったものがどんどんどんどん進んできている。サービスもどんどん進行してきている。一つの小さい町、自治体では、当然予算

があるものなので、これは大変難しい問題だなということで、また調べましたら、自治体の基幹システム、1市だけ、1町だけでやるのではなく、奈良県では葛城市、市長が先頭に立って7自治体を巻き込んで基幹システムのクラウド化を共有化したと、それによって経費が大きく削減をして、医療費の助成に回すことができた。中学校3年生までの全ての児童に医療費の助成に回すことができたとか、こうやって年間60%経費削減されたというところもございます。1市だけではなく、地域と連携をとるということも非常に大事なことではないかなということでもあります。

今後の情報処理ということについてなんですけれども、いかんせんICTの人材の確保というのは本当に大変だというふうに感じますけれども、せめて人材確保、具体策というのはないものか。答弁ではこれから調査研究をしますというふうに書かれてありますけれども、いやいやこれから調査研究では到底間に合わないじゃないかと私は感じておりますが、何かICT人材の確保に向けて、ICTのスキルを備えた専門家をどのように確保、育成するのかお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） IT人材が不足するという見込みの中で、これからいかに人材の確保、育成に向けた方策、具体策ということで御質問頂いております。

答弁の方では、労働人口の減少が見込まれる中で、これらの分野を担う人材の確保というのは厳しい状態にあると。しかしながら、人材確保の重要性というのは、これはもう当然言われているとおりでございまして、そういった面でなかなか具体策というのは今ここで申し上げるようなものは持っておりませんが、国の方で経済産業省の方が、IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果というのを今年の6月に出されております。こういった中でも、今後労働人口が減っていく中で、その中でもITの人材というのは需要がどんどん増えてくるということで、かなりの数の人材が不足するということを言われております。その中で、今後のIT人材の活用確保に向けた方策ということで、これは調査の提言という形で出されておりますけれども、5つのポイントということで、ここはこれを利用して述べさせてもらって答弁にかえるという形にさせてもらいたいと思うのですが、より多様な人材の活躍促進と、例えば女性であるとかシニアであるとか外国人の人材、それから人材の流動性の向上ということで、高付加価値領域への戦略的な人材の配置でありますとかというのが述べられております。

3点目として、個々のIT人材のスキルアップ支援の強化と、要はスキルアップを図っ

てどんどんやっていくということです。

それから4点目として、IT人材への処遇やキャリアへの産業の魅力の向上ということが言われております。

それから5点目として、先端IT人材、情報セキュリティー人材、IT企業家などの重点的な育成強化と、こういったところがポイントになるのではなかろうかということが、国の方ではこういった調査が述べられております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） それでは、例えば職員の採用、採用は年齢で幅を持たせているというふうに感じておりますけれども、果たして年齢の枠というのが必要なのかどうか。むしろ先ほど言った専門職というか、スキルを得た人を募集するよという方向性に行くのではないかなと感じております。それとスキルアップの強化、これはとってでもできることではないかなと感じますけれども、その点についてお伺いしたいと。

副議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 職員の採用についてでございますけど、現在は採用の区分を、事務職、それから技術職、それからあとは保育士とか、そういった専門的な職種にということで採用させて頂いておりますので、そういった中で、一定の年齢の範囲の方ということで今は募集をさせて頂いているところでございます。言われましたように、こういった、例えばIT分野の専門的な人材が必要ということになりますれば、そこはまたこういった人材を確保すべきかというところで、年齢層、あるいはこういった方を対象に募集するかということも含めて、そこらはまた別の角度からの検討が必要というふうに考えているところでございます。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 答弁にもあるように、変革は従来にないスピードで進行しておりますということでございますので、是非よろしくお願い致します。

Wi-Fiについて質問させて頂きたいと思います。

今利用アクセス数、利用数がもしわかれば教えて頂きたいなと思います。

副議長（大川弘雄君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 情報通信政策の御質問のうち、観光のWi-Fiの御質問かと思っております。

この公衆無線Wi-Fiにつきましては28年3月25日からサービスを開始をしております。4月以降、月別の利用状況、今6月分まで集計をさせて頂いております。28年4月以降サービス利用状況でございますけれども、4月の利用者数は1,193件、それから6月が約1.2倍増の1,419件と若干増えている傾向でございます。これについては一定のサービス提供、そういったアナウンス効果もあらわれているのではなかろうかというふうに考えております。

6月の単月での利用者数を見ますと、ふれあいステーションただのうみ、忠海駅でございますけれども、忠海駅での利用が全体の40%、約550件を占めている一方、町並み保存センターでの利用が全体の1%、16件というような結果が出ておまして、町並み保存センターでのこういう公衆無線Wi-Fiの利用者が少ない現状などが如実に出ている状況。

それから、同じく6月の言語別の利用者というのも把握はできるということで、日本語が全体の88%、約4,500件という状況になっております。次いで、英語が9%の約480件、中国語の主に台湾で利用されている繁体字が2%で、約92件ということで、町並み保存センターについては、日本語以外の利用は0件だったというような状況が今見てとれる状況でございます。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） ユーザーの利便性、回遊性を高めるためのマーケティングですので、しっかりとまた数も分析して頂きながら対応をお願いしたいなというふうに思っております。

インターネットのサービスのキャラクターがについて、観光情報発信事業として、今年の3月25日供用給与開始したタグメント、ウェブサイト上でのユーザーの好みやニーズによって、例えば市内の店舗とか宿泊施設とか交通事業者等38団体のウェブサイト上でキャラクターが案内するという、これは海外の人たちの反応はすごいなというふうに感じておりますけれども、こういった自治体として全国初の導入、もう少しどんどんアピールするべきではないかなというふうに感じておりますので、引き続きよろしく願い致します。

あと、Wi-Fiなんですけれども、今公立学校のほとんど避難所になっておりますけれども、これからの展望としてWi-Fiも避難所となる学校などに設置というのはお考

えかどうか、最後1点だけお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） Wi-Fiの避難所等への、学校も含めてですが、設置、活用ということでございますけど、非常時、災害時における避難所でのWi-Fi環境の整備につきましては、被災者への通信環境の確保、あるいは情報発信の面からも、その活用は有効であるというふうには考えているところでございます。ただ、具体的に現時点におきましては、整備についてのものは今のところはまだプランとしては持っていないというのが現状でございます。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 避難所となるところでありますので、公立の学校等に、できればWi-Fiの整備も検討して頂ければなというふうに感じております。

3点目のB型肝炎について再質問をさせていただきます。

集団予防接種、ツベルクリン反応とか予防接種等において、本当に小さいころのことで記憶がない、でもそういった方々が元気になってから症状が出て、全然症状があらわれな方もいらっしゃるんですけども、本当に肝臓というのは厄介なものだなというふうに感じます。感染というよりB型肝炎ウイルスのHBVの感染によって起こる肝臓の病気ということで取り上げさせて頂いたんですけども、これは答弁書の4ページに、平成14年以降の40歳から70歳、5歳刻みということを書いてありますけども、これによる27年度の累積受診率が23%、これは肝炎対策として一定の成果があるというふうに書いてありますけど、何をもって一定の成果があったのかお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 対象者に対します受診率という一つの目安として、一定の国、県、それから各担当市町としての取組、全体としてこれは効果を考えるべきというふうに考えておりますけれども、一定に2割、3割という単市町での取組が上がっているということを経じて、一定に成果があるというふうに考えております。ただ、これは基本的に対応を終結したものではありませんので、現在もこの感染予防に関しては取組を進めているということで、今までの間の取組の一定の成果というふうに認識をしていることを述べさせて頂いたものでございます。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 肝臓は沈黙の臓器と言われて、病気が進んでいても自覚症状があら

われにくいという特徴があり、自覚症状があらわれて病院に行ったら、既に肝硬変、肝がんなどに進行してしまっていると。B型肝炎ウイルスの場合は、慢性肝炎や肝硬変を経ずに肝がんを発症することがある。自覚症状あるなしに関わらず、B型肝炎のキャリアとわかったら肝臓専門医で受診しましょうということだと思いますが、市の肝炎ウイルス検査、これは無料なのかどうか、どんな検査なのか、そしてどこで受けられるのかお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 一定には各医療機関において検診を受けることができるということですが、全額無料ということではなくて、受診者としての一定の負担はあるというふうなことでございます。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） どこで。

福祉部長（今榮敏彦君） 繰り返しますけれども、市内医療機関で検診をすることができます。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 例えば、肝炎のウイルス検査を致しました、陽性者に対してはどのように対応されるのか、自覚症状がなくても医療機関へ受診するように勧めておられるのかお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 陽性者の場合は、一応検診があつて、それから当然措置があるというふうなことです。主治医の判断のもとに、この機関というのは、検診の機関からまた専門医療機関での措置というふうな流れをもって、完治といいますか、改善に向けた処方がされていくという流れになっております。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 検査の方法としたら、採血で結構早い時期にわかるということで、その後の陽性者ではあるけれども自覚症状がない、一番この辺が難しいなと思います。ただ、一生に一度の検診、検査ではありますので、是非一生に一度なので肝炎ウイルスの検査をして頂きたいというような通知等、広報活動をして頂きたいなというふうに思います。現時点でいろいろテレビ等でも患者に対する給付の支援というものが出ておりますけれども、支給する根拠となる法律には平成29年1月までの期限とありますけれども、この認

識でよろしいのでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 道法さん、もう一度。

9番（道法知江君） 正確にお話しします。B型、全国の訴訟、これいろいろ本が出ているんですけども、ウイルス感染がわかった方、給付金を受け取るためには裁判を起す必要がありますが、認定のための証拠は時間の経過とともに集めにくくなります。また、症状が出てから一定の時間が経過した場合、支給額が低額になるとの可能性があるため、早目に御相談をお勧めします。現時点では、患者に給付金を支給する根拠となる法律には平成29年1月までとの期限があります。これは全国B型肝炎訴訟広島弁護団の事務局からの、そういった方の問い合わせはという冊子ではあるんですけども、平成29年1月までとの期限があるというふうに書かれていますが、この辺はどのように理解したらよろしいでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 法律の規定事項でありますので、私の方から正式にこの後の動向というものを申し上げるといふわけにいかないかもわかりませんが、昭和23年から昭和63年1月まで、この対象者に関わりまして一定に訴訟が起り、また国も対応方針を示し法律が定められ、この間の手続、または措置がなされてきているところでございます。一定に29年という区切りというものは示された上で、その時点において法制度というものは認定の状況でありますとか給付の実態でありますとか、そういうことをもってこれで完結されるというものではないやに私としては認識をしておりますけれども、今後どのような形でこの法律の運用が継続されるのか、また変更されるのかについては、各自治体としては注視してまいりたいというふうに認識しております。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 一番最初の質問にも書かせて頂いておりました。患者の救済は5%未満だと、今の現状で。給付金を受け取るには、病院の記録や検査結果などの証拠書類を集めた上で裁判所に提訴する必要があるのですが、なかなかそれと給付制度が十分に知られていないことがある、控訴手続が煩雑なことがあるというふうにあります。

厚生労働省のB型肝炎の訴訟の手引きというのをネットの方から出したんですけど、いろいろな書類上、なかなか煩雑ではあるなというふうに思いますけれども、先ほどあえて伺ったのは、来年の1月までということになると、もう竹原市内の方で、もしかしたら検査、間に合わないかもしれないという方もおられるので、この辺についてはしっかり本当

に注視して頂いて、国のことですから5%という段階ではまだまだ救済に至っていないなどというふうに感じております。ですので、これはおそらく延期になるであろうという希望的展開なんですけれども、そういった場合においても和解の対象者の認定要件というのが昭和16年7月2日から昭和63年ごろまでに生まれた方という決定、それがありますので、該当者の方には是非、本当にしっかりと、また相談があった時には親切に対応をお願いしたいなというふうに思います。

それと、この10月1日からゼロ歳児を対象とした定期予防接種が始まります。これは該当者には周知をされているのでしょうか。また、推計として何名ぐらいの方が受けるのかお聞きしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 御紹介にありましたように、新たな制度のもとに今年度からゼロ歳児を対象とした定期予防接種化が実行されます。本市の推計と致しましては、120名程度と推計しております。これは今年度の推計、総数というふうに御理解頂きたいというふうに思います。

この周知でございますけれども、基本的には10月からの接種開始ということで、この9月の下旬をもって各個別周知を計画してございます。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 任意接種の時、自己負担は幾らぐらいだったのか、全額公費負担とこれからなるのかどうか、費用のことについてお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 今後は定期接種化ですから、全額無料ということになります。

大変申しわけありませんが、任意接種時の個人負担について、今手元に持ち合わせておりません。失礼しました。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） また、教えて頂きたいと思います。

10月1日からということではあるんですけれども、それでは昨年10月2日から3月31日までに生まれた子はまだゼロ歳です。その子たちは定期接種がスタートする10月1日時点でゼロ歳であると。こういう方々は制度の対象にはならないということではよろしいのでしょうか。そうは言っても、本市として、経過措置として市独自の助成が私は必要ではないかなと思うんですけれども、そのことはどのようにお考えでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 対象者が今年3月以前の方につきましては対象とはなりません。もちろんこれは法律に基づくものでございます。この件につきましては、県内他市町においてもこれを特別措置をするという市町はございません。あくまでも任意接種の範疇の中でこれまで取り組んでこられた中で、新たな制度が創設された中で本市としても対応してまいりたいというふうに考えております。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） いや、ほかで行っているところもあるのです。本市は28年度の重点施策として、第1に1, 2, 3, 4, 5, 6ある中の、市長、第1点目に子どもが夢を持ち人が輝くまちづくりへの挑戦とあるのです。子どもの施策というのは非常に重要視されているなというふうに感じておりますが、わずか120名足らず、120名もいらっしやらないと思います。すごい少ない数だと思います。にも関わらず、本市としてはなかなか市独自の助成というのが必要と思わない、県内どこもやってないですからというばっさりというのではなく、県内ではないですけどやっているところもあります。しっかり、同じゼロ歳児であるということの認識から考えると、私は昨年10月から今年の3月31日までに生まれた現在ゼロ歳児には対応すべきではないかなというふうに感じます。

それと、3回接種となっておりますが、この3回接種で、例えば生後1歳を超えた時というのは出てくると思います。事情によって接種が遅れるということもあると思います。赤ちゃんの体調だったり保護者の事情だったりということもあると思いますが、この時の状況はどのように理解させて頂いたらいいのかお伺いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 接種に当たっては、当然その主治医の判断ということになりますし、その主治医の判断のもとに接種が遅れるというケースも想定されます。その場合は適用されるということで今後みなされるというふうに認識しております。

副議長（大川弘雄君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 感染するとキャリアが無症状の持続感染者になりやすい、そういった子ども、とにかく1歳とか4歳ぐらいまでらしいんですけども、その乳幼児についても、同じく公費助成ができる対象に私はするべきだなというふうに感じております。

滋賀県大津市でも全額公費負担という定期接種化が始まるけれども、制度の対象とならない人たちに対しても今回市が、市長が予算を盛り込んで補正予算をつくったというふう

に書かれております。市長、是非よろしくお願い致します。

一応3点の質問は終わらせて頂きたいと思います。いずれに致しましても、本市が取り巻く子育て環境の充実や、またICT、そしてLGBTについて、本当にいろんな施策が必要になってくるなというふうに感じておりますので、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

答弁、もし頂ければお願いしたいと思います。

副議長（大川弘雄君） どうですか。答弁ありますか。ない。

答弁ないそうです。よろしいですか。

以上をもって道法知江議員の一般質問を終結致します。

14時30分まで休憩とします。

午後2時13分 休憩

午後2時27分 再開

〔議長交代〕

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、竹橋和彦議員の登壇を許します。

2番（竹橋和彦君） ただいま議長より発言許可を頂きましたので、発言通告書に基づき一般質問させていただきます。民政同志会の竹橋和彦と申します。よろしく申し上げます。

新たな教育委員会制度について一般質問させて頂きたいと思います。

日本の教育制度の始まりは明治4年、廃藩置県が行われて、中央における政府の行政機構がつくられることになり、教育行政の府として同年7月、文部省が設置されました。日本の近代教育制度はここからスタートしています。

明治18年、内閣制度が創設され、文部省に初めて文部大臣が任命されることになり、森有礼が就任しました。森文部大臣は学校制度全般にわたる改革を断行し、基本となる近代教育の体系をつくりました。時を経て、文部省から文部科学省に変わった現在でも、森文部大臣の机と椅子が飾られているそうです。

戦前の日本の教育行政は、国家の統制が強く、内務行政の一環で行われていました。その反省から、戦後一般行政から教育行政を分け、政治的影響力が及ばない形で、かつ直接民意を反映できるような新たな教育行政をつくろうということになり、その受け皿となる機関としてアメリカ流の制度を参考にし、一般の政治、行政から独立した行政委員会とし

て創設されたのであります。

さらに、昭和23年に米国教育使節団の報告や教育刷新委員会の提言に基づき、日本の教育制度の抜本的な改革が進められ、その一環として地方教育行政制度について教育委員会法が定められ、教育委員会制度が導入されました。当初は住民による直接選挙で委員を選ぶ公選制で、教育委員会の権限は今よりも強く、首長と並ぶ形で条例案や予算案に関する権限が付与されていました。しかし、その後政治的対立や首長と教育委員会が同等の権限を持つため、双方の予算が議会に提出されるという混乱等が生じたため、結局同法に基づく教育委員会制度はわずか8年で消え、変わって昭和31年、政治的中立性の確保と一般行政との調和を目的として、現在の法律である地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地方教育行政法）が策定されました。

新たな教育委員会制度では、委員の選任は公選制から首長による任命制になり、議会の同意が必要とされるとともに、あわせて権限は削られ、予算や条例を自ら議会に提出することはできなくなりました。同時に、教育長の任命承認制度が導入されました。そして、その後も国と地方の関係を見直し、地方分権を進める動きが進み、平成2年7月に成立した地方分権一括推進法により平成11年に地方教育行政法が改正され、教育長の任命承認制度の廃止等がなされ、平成13年改正には教育委員の構成の多様化等、教育委員の人選に当たって、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、教育委員に保護者を含めるよう努めることが規定され、さらに平成16年改正に基づき、教育委員会がその指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会を設置できるようになり、平成19年改正では、国、教育委員会の責任が明確化されました。

数次の地方教育行政法の改正が繰り返されてきましたが、その中でも平成27年4月1日施行（改正）は、これまでで最大の改革であり、変化をもたらすものであると認識しています。従来の教育委員会制度の趣旨は、政治的中立、方針の継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映という3原則があり、あわせて教育委員会制度の特性は、首長からの独立性、合議制、住民による意思決定——レイマンコントロールの3つ基本的な役割を果たすものでした。その後、教育委員会制度を、およそ60年ぶりに大幅に見直すために行われたものが、先ほども述べたように地方教育行政法の改正です。

それまでも幾度となく教育委員会のあり方について議論されていましたが、平成23年10月に起きた大津市のいじめ自殺問題等をきっかけに、教育委員会の対応が後手に回

り、事務局側が教育委員会に詳細な情報を隠匿していたこと等も明らかとなり、批判が相次ぎ、制度そのものに問題があるという声が高まりました。その中で、教育委員会に任せるのではなく、首長が責任を持って教育行政を進める必要があるとし、権限を強化する方向で議論がなされ、教育行政の責任者として従来の枠を超えて、首長が教育行政に権限の行使を可能とすべきという案もありましたが、最終的には権限は教育委員会に残されることになりました。これまでの教育委員会制度の課題は、1、地域住民の意向を十分に反映されていない、2、迅速さ、機動性に欠ける、3、権限と責任の所在が不明確、4、審議等が形骸化している。これらに対して、新しい教育制度はどう変わったのか。

新制度の改正の目的は、教育行政における責任体制の明確化を図り、迅速な危機管理体制を構築するため、大きな改正ポイントを4つ掲げています。

1、新教育長。教育委員長と教育長を一本化、新教育長の設置。第一義的な責任者が教育長に一本化。任期が3年。委員は4年、非常勤。身分は特別職、常勤。

2、教育委員会組織改革。教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。新教育長の判断による委員への情報提供や会議の招集が可能となる。会議の透明化のために、原則として会議の議事録を作成し、公表する。

3、総合教育会議。全ての地方自治体に総合教育会議を設置。首長が招集し、会議は原則公開。構成員は首長と教育委員会。必要に応じて意見聴取者。

4、大綱。教育に関する大綱。目標や基本方針を首長が策定。

以上を踏まえて、2点御質問致します。

1、改正法で市長の権限が強化され、あわせて公の場で議論が可能となりました。本市が掲げる後期総合計画及び改正法を反映した教育大綱に基づいて、次世代を担う子どもたちに対してどんな教育ビジョンをお持ちなのか、市長にお伺い致します。

2、本年第2回定例会で議会の同意を得て承認されて、新しい教育長に任命された竹下教育長に、本市における教育行政に対して決意と教育方針について改めてお伺いしたいと思います。

以上、壇上の質問を終わらせて頂きます。

なお、答弁次第により、自席にて再質問したいと思います。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

教育長。

教育長（竹下昌憲君） 竹橋議員の質問にお答え致します。

1点目及び2点目の御質問についてであります。新たな教育委員会制度の構築として、国において平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化などが図られたところであります。

この新制度に基づき、本市におきましても、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置や、市長が教育行政に果たす責任や役割を明確にし、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たる総合教育会議を設置するとともに、教育に関する竹原市教育大綱を昨年11月に策定し、5つの柱を施策体系として、教育目標や施策の根本的な方針を定めたところであります。

次世代を担う子どもたちに対しての教育ビジョンと致しましては、大綱の1つ目の柱である学校教育の充実を掲げており、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成、及び夢を持ち、子どもが輝く教育の実現を目指し、就学前教育の推進、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校の推進、充実した教育環境づくりの6つの重点施策を中心に、グローバルな視野とふるさとを大切に思う気持ちを持つことができるよう学校教育の充実を図っております。

また、学校教育以外につきましても、大綱の2つ目の柱である豊かな家庭づくりと青少年の育成におきまして、家庭や地域の温かさを感じながら成長できるよう、家庭、地域、学校等が一体となって青少年の健全育成の推進、青少年が生き生きと活動できる環境づくりに取り組んでおります。

3つ目の柱である生涯学習の推進につきましては、学びの成果が社会に生かされるよう、生涯学習推進の仕組みづくり、多彩な生涯学習機会の確保の充実、生涯学習関連施設の整備充実と有効活用に取り組んでおります。

4つ目の柱であるスポーツ・レクリエーションの振興につきましては、豊かなスポーツライフの実現、スポーツ指導体制の確立、スポーツ、レクリエーションの場の整備充実、有効活用に取り組み、誰もがスポーツ、レクリエーションに親しめるよう努力してまいります。

最後に、5つ目の柱である歴史文化の保存、継承、活用につきましては、竹原の歴史文化や町並みが守られ、生かされるよう歴史文化を守り、伝え、育む人づくり、文化財及び歴史資料の保存、活用の仕組みづくり、町並みの保存、活用、魅力づくりに取り組んでいくところであります。

今後におきましても、教育大綱の5つの柱をもとに市長部局と連携しながら、子どもが夢を持ち人が輝くまちづくりへの挑戦を教育施策の基軸として、総合的に教育行政を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（北元 豊君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

一部の自治体では教育委員会と対して物別れに終わった自治体もあるようですが、本市においては教育ビジョンは市長と教育委員会の連携をされ、共通の方向で竹原市教育大綱に取り組む総合的な教育行政の施策を展開されるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） そのとおりでございます。今後も総合教育会議等において市長と教育委員会が連携し、重点的な施策等について協議、調整を行いながら、共通の方向性を持って教育行政を推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 今後も市長部局と教育委員会との両輪でコミュニケーションや相互理解を深めて頂きつつ、総合的な教育行政の一層の推進を図って頂きますよう、この点に関してはよろしく願いしておきます。

次に、新教育委員長と教育長を一本化し、責任体制の明確化が図られたものの、あわせて教育長の権限も強くなっていると思います。法制度上において、従来の委員会の持つ権限が少なからず弱いと言わざるを得ません。したがって、文部科学省より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について通知、平成26年7月17日から再質問させていただきます。

通知文には、今回の改正において新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から会議の透明化を図ることと通知され、また教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化についてとあり、教育長の報告のあり方については、各教育委員会の実情に応じて委員によるチェック機能が発揮できるよう、報告の時期や対象となる事項について教育委員会規則において適切に定

める必要があると記載されています。委員長に委任した事務執行に関し報告義務が設置され、報告のあり方について報告の時期や対象となる事柄を教育委員会規則に定めることとあり、この通知に基づき本市はどのように取組をされるのかお伺いします。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教育長の報告義務とチェックということでございますけども、教育長へ委任する事務ということについては教育委員会規則で定めておりまして、委任された事務が報告の対象事項ということになります。委任された事務を全て報告するという事は現実的に難しいとは思いますが、重要な事項、または必要な事項について、会議規則に基づいて教育委員会の会議ごとに報告をしております。また、緊急を要する事項につきましては、随時報告をしているといったような状況でございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

今報告の時期は教育委員会会議ごとに報告ということですが、対象となる事項は重要な事項、必要な事項ということですが、これらを教育委員会規則に定められるかどうか、もう一度再確認したいと思います。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 先ほども言いましたように、教育長に委任している事務というのは規則の方で定まっております、委任された事務というのはかなり件数とございますか項目がございますので、それを報告について一律に規則で定めるということとはなかなか難しいと思いますので、重要な事項、必要な事項について報告するというようなことにしております。

以上です。

議長（北元 豊君） 竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 適正に定める必要とは、当たっては正しくなくてはならないものなのでありますが、是非検討して頂ければと。なかなか難しい問題だと思うんですけども、通知によれば規制してもらいたいという中身がそういう中身なのかなというふうに私は理解しましたので、是非検討して頂ければと思います。

次に、会議の透明化について、教育委員会の会議の議事録の作成及び公表を努力義務としましたが、原則として会議の議事録を作成し、公表することが望ましいと通知されてい

ます。このことを踏まえて、議事録の公開について今後どのように取組をされるのかお伺いします。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教育委員会議事録の公表についてでございますけれども、このたびの法改正を契機に、会議の透明化を図るため、新体制となりました平成28年6月分の教育委員会議事録から市のホームページ上において公表することとしております。現在その準備を進めているところでございます。これまででございますけれども、これまでについては議事録は作成しておきまして、公開請求に基づいて公表を行ってきたといったところですが、今後におきましては市のホームページ上で公表するという予定としております。

以上です。

議長（北元 豊君） 竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 私が近隣市町に電話やホームページ等で徴した結果、9市が議事録で公開されていまして、中身を見ても、なかなか数ページも、30ページ近くになる議事録になったりしている部分もありましたけれども、中身が見れてなかなかいいのかなという思いがありましたので、今後はそうした形で傍聴に来れない方とか審議の活性化等、説明責任等々も、それらで検索できるんじゃないかなということで、是非一日も早く進めて頂ければと思います。

続いて、会議の透明化については、開催日や場所等運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴ができるようにすることが望ましいと通知されています。そこで、その上で4点質問させていただきます。

本市において、平成27年度の教育委員会会議の開催数は、2番目に教育委員会会議の開催時間は、3番目に教育委員会会議の傍聴者数は、4番目に教育委員会会議の運営上の工夫をどのようにされているのか、この4点についてお伺いします。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 平成27年の教育委員会会議の開催日数ですとか、あと開催時間についてでございます。

まず、教育委員会会議の開催回数でございますけれども、定例会として月1回、これ第4木曜日になります。第4木曜日の午後から約2時間程度開催をしております。また、臨時の案件につきましては臨時会を開催しておきまして、27年度は4回臨時会を開催をしてお

ります。

次に、傍聴者の数でございますけども、これは会議の内容により傍聴者の数も変わってきておりますけども、平成27年が合計で20人となっております。

次に、運営上の工夫についてでございますけども、本市のホームページにおいて開催日時などを事前に公表しているといったような状況がございます。また、傍聴希望者数に応じて会場を変更するなど工夫をしております。

今後も他市町の取組事例等も参考に、より多くの住民の方が傍聴できるような取組をしていきたいというふうに思っております。

議長（北元 豊君） 竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

参考でいいのですが、教育委員会の現状に関する調査、平成26年度間、実施日が平成27年10月実施。この中にはもう1、718市町村全部載っているわけなのですが、私の方からは、人口規模別に1万5,000人から3万人、287委員会を対象にしたデータから、平均開催回数は15.8回というのが多いみたいです。12回から17回というのが77%を占めています。第2番目の開催時間は1.5時間、1日平均。総開催時間が24.4時間、年間です。傍聴者数が71.1%はゼロ人ということです。1人から9人が23.3%という実態です。

運営上の工夫として、土曜日、祝日開催、あるいは夕方以降開催、傍聴者数が多数入場できる会場とか議題について事前の勉強会をやっている。これは都道府県の委員会は76.1、市町村は15.7%しか実施されていません、この報告書によりますと。委員からの提案に基づく議題の設定、出張教育委員会の開催、要は学校の催し物等に合わせて出張教育委員会をやっているという市町村もあるみたいです。開催前の事前資料配付、これは都道府県91.0、市町村は69.5。私が近隣市町に問い合わせ、当日配布というところも何件かありました。開催時間、講演、情報等を積極的に告知している。この中から、委員からの提案に基づく議題の設定と事前の勉強会をされているのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） まず、委員からの提案に基づく議題ということですけども、これについてはここ何年かはございません。それと、会議の議題についての事前の勉強会ということでございますけども、これについても事前勉強会としては行ってお

りません。先ほど言われました資料の事前配布をしております。また、事前勉強会という形では行っておりませんが、重要案件については事前の教育委員会議で協議という形で話をして進めるといったような形をとっております。

以上です。

議長（北元 豊君） 竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 審議活性化という観点から、今の好事例の取組を進んで取り入れて頂いて、もっともっと活性化した教育委員会を開催して頂ければとお願いしておきます。

最後に、本日私の一般質問に対して市長に御所見を頂戴したいと思うのですが、よろしくをお願いします。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） この法改正をもとに、昨年度総合教育会議を開催致して教育委員の皆さんと協議を行い、教育大綱を策定しております。今後も教育大綱の5つの施策の柱をもとに、次代を担う子どもたちの育成、生涯教育の充実、文化、スポーツの振興、文化財の保護、活用など教育委員会を中心に組み組みしていきたい、連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 以上をもって2番竹橋和彦議員の一般質問を終結致します。

以上で本日の日程は終了致しました。

9月13日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時02分 散会